

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：大陽塗装工業株式会社

業者の住所：岡山県岡山市北区下伊福本町1-31

2 指名停止措置期間：令和5年3月30日から令和5年4月12日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

大陽塗装工業株式会社は、令和4年1月29日、岡山県赤磐市の2階建ての建物屋上で、労働者に防水シート設置工事を行わせるに当たり必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反により、令和5年1月25日、起訴された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内